

問	海上保安庁総務部
合	人事課長補佐 安藤 実
せ	代表 03(3591)6361 (内線2502)

平成24年11月2日
海上保安庁総務部人事課

平成24年度人事院総裁賞受賞者の決定について

標記について、当庁から下記の2団体が、平成24年度人事院総裁賞(職域部門)を受賞することとなりました。

なお、後日、授与式が執り行われる予定ですが、日時等は別途お知らせします。

記

1 人事院総裁賞の趣旨

人事院総裁賞は多年にわたる不断の努力や国民生活の向上への顕著な功績等により、公務の信頼を高めることに寄与したと認められる職員(一般職の国家公務員)又は職域を顕彰するもの。(昭和63年創設、今回25回目)

2 受賞者

「職域部門」

- ① 海上保安庁海洋情報部海洋調査課大陸棚調査室、測量船「昭洋」、「拓洋」
「明洋」、「海洋」
- ② 第二管区海上保安本部第二管区東北地方太平洋沖地震災害対策本部

3 顕彰理由

添付調書参照

4 参考

別途、人事院において広報されております。

**【職域】 海上保安庁海洋情報部海洋調査課大陸棚調査室、
測量船「昭洋」、「拓洋」、「明洋」、「海洋」
《25年にわたる海洋調査を完遂し、大陸棚延長が認められて国益に大きく貢献》**

名称・所在地・代表者名・沿革等	組織の概要・組織図等
<p>(名称) 海上保安庁海洋情報部 海洋調査課大陸棚調査室 測量船「昭洋」、「拓洋」、「明洋」、「海洋」</p> <p>(所在地) 東京都江東区青海 2-5-18</p> <p>(代表者名) 大陸棚調査室長 <small>やぶき ていいちろう</small> 矢吹 哲一朗 (職員数 118名)</p> <p>(沿革) 昭和58. 4 海上保安庁水路部(※)海洋調査課に大陸棚調査室設置 昭和58. 10 大陸棚調査の実施 ～平成20. 6 平成20. 11 我が国による大陸棚限界委員会への大陸棚延長の申請 平成24. 4 大陸棚限界委員会による我が国に対する勧告の採択</p> <p>(※) 平成14. 4 水路部から海洋情報部に名称変更</p>	<p>海上保安庁海洋情報部は、海洋権益保全や航海安全、防災・環境保全等に必要な情報を収集するため、最新技術を駆使した海洋調査を行うとともに、海図の刊行等により広く海洋情報の提供を行っている。</p> <p>大陸棚調査室は、昭和57年に国連で採択された「国連海洋法条約」に基づく大陸棚の延長申請に必要な海洋調査の推進等のため、昭和58年に設置された組織である。</p> <p>海洋情報部測量船「昭洋」、「拓洋」、「明洋」及び「海洋」は、海洋調査を行う測量船である。</p> <p>(組織図) 海上保安庁海洋情報部 ├── 海洋調査課 │ └── 大陸棚調査室 ├── 測量船「昭洋」 ├── 測量船「拓洋」 ├── 測量船「明洋」 └── 測量船「海洋」</p>

顕彰理由

大陸棚調査室並びに測量船「昭洋」、「拓洋」、「明洋」及び「海洋」は、昭和58年度から25年間にわたり、海域の厳しい勤務環境の下で地球約27周分（約108万km）に及ぶ調査を実施し、データ解析を行った。この結果、広大な海域の詳細な地形・地質が初めて明らかとなり、我が国の大陸棚延長の申請資料として、平成20年11月、大陸棚限界委員会に提出された。平成24年4月、同委員会は、国土面積の約8割に相当する約31万km²を日本の大陸棚と認める勧告を採択し、海底の鉱物資源等に関し我が国が主権的権利を行使できる領域の拡大が国際的に認められた。

1. 職務の重要性・継続性

昭和57年に採択された「国連海洋法条約」は、沿岸国が200海里を超えて自国の大陸棚を延長する場合には、同条約に基づき設置された「大陸棚限界委員会」に対し、海底の地形・地質に関する科学的データ等の資料を定められた期限までに提出して申請を行い、同委員会の審査を受けて勧告を得ることを求めた。

申請のためには、延長の可能性がある海域及び周辺の科学的データを収集する必要があり、大陸棚調査室並びに測量船「昭洋」、「拓洋」、「明洋」及び「海洋」（以下「測量船」という。）は、昭和58年から平成20年まで25年間にわたり、広大な海域で調査を実施し、得られたデータの解析により詳細な地形・地質を初めて明らかにした。このために測量船が航走した距離は地球27周分（約108万km）に達する。

平成20年11月、我が国は科学的データ等の膨大かつ詳細な資料を大陸棚限界委員会に提出し、大陸棚の延長申請を行った。平成24年4月、同委員会は、太平洋の4海域、計約31万km²を日本の大陸棚と認める勧告を採択した。これにより、海底鉱物資源等について我が国が主権的権利を行使できる領域の拡大が国際的に認められ、政府として我が国の海洋権益の拡充に向けた重要な一歩と評価している。

2. 職務の特殊性・勤務環境

測量船乗組員及び測量船に乗り組む大陸棚調査室員は、本土から最大で2,400kmも離れた広大な海域の効率的な調査のため、基地出港から入港まで最長で24日間無寄港など長期の航海に従事した。また、本土から遠く離れた海上にあって、荒天においても最大限の調査成果を得るべく努力し、揺れる船上で事故防止に細心の注意を払いながら重量のある観測機器を狭い作業スペースで取り扱うなど、困難な業務を行った。こうした精神的、肉体的に多大なストレスが伴う船上生活を長期間強いられる厳しい状況乗り越えて、職務を完遂したものである。

3. 特殊な技術及び能力

大陸棚調査で使用したマルチビーム測深機は、昭和58年に海洋情報部が日本で最初に導入したもので、取得データの収録・処理に必要なソフトウェアの開発も独自に行った。平成15年度から開始した屈折法地殻構造調査も、開始当時は調査解析手法が確立されておらず、自ら確立しながらの実施となった。これら調査手法の確立は、広大な海域の長期にわたる調査とデータ解析を統一的基準で行うことを可能とするとともに、大陸棚限界委員会の審査にも耐える科学的資料の作成を可能とした。これらの技術水準は非常に高く、我が国の海洋調査技術の発展に貢献した業績は極めて大きい。

4. 公務の信頼の確保・向上

大陸棚限界委員会により、約31万km²を大陸棚と認める勧告が行われたことで、我が国の主権的権利を行使できる領域の拡大が国際的に認められた。このことは、マスコミでも報道され、レアメタル等の海底鉱物資源等について国民の大きな関心を集め、我が国の高い海洋調査能力や国益に直結する重要な事業への長年の取り組みに対する高い評価を得ることとなり、公務への信頼の確保と向上に大きく貢献した。

【職域】 海上保安庁第二管区海上保安本部
第二管区東北地方太平洋沖地震災害対策本部
《自ら被災しながらも懸命に業務を遂行し続けた海上保安官》

名称・所在地・代表者・沿革等	組織の概要等
<p>(名称) 第二管区海上保安本部 第二管区東北地方太平洋沖地震災害対策本部</p> <p>(所在地) 宮城県塩釜市貞山通3丁目4番1号</p> <p>(代表者名) 第二管区海上保安本部長 ときえだ しゅんじろう 時 枝 俊 次 郎</p> <p>(表彰対象者数) 4,114名</p> <p>(沿革) 平成23年3月11日 東北地方太平洋沖地震 発生 第二管区東北地方太平洋 沖地震災害対策本部設置 現在に至る</p>	<p>(組織の概要) 第二管区東北地方太平洋沖地震災害 対策本部は、東日本大震災による災害 の拡大防止及び当該災害の復旧を図る ことを目的に平成23年3月11日設 置され、捜索救助、被災住民への支援、 海上輸送路の安全確保等の対策を遂行 し、行方不明者捜索は現在も継続して 実施している。</p> <p>(組織図)</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策 本部長</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">—</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">対策 副本部長</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">—</p> </div> <ul style="list-style-type: none"> — 管理室 — 経理補給業務室 — 船舶技術業務室 — 警備救難業務室 — 海洋情報業務室 — 交通業務室 — 情報通信業務室 — 現地対策本部 — <li style="padding-left: 20px;">(八戸、釜石、宮城、 福島各海上保安部) — 船艇・航空機 — 各海上保安署 <li style="padding-left: 20px;">(宮古、石巻、気仙沼) — 仙台航空基地 </div>

顕彰理由

地震発生後、第二管区海上保安本部では、直ちに第二管区東北地方太平洋沖地震災害対策本部（以下「対策本部」という。）、現地対策本部を設置し管内即応体制とした。

対策本部を含む太平洋側の海上保安部署等は地震・津波によりその機能のほとんどが使えない状態となるなか、被害が甚大かつ広範囲に及んでいることから、いち早く航空機による沿岸等の被害状況調査を実施、全庁的な支援のもと、管内及び全国から派遣された船艇・航空機の全体調整・運用を行い、捜索救助、被災住民支援、海上輸送路の安全確保等を実施し、もって地域住民の人命・財産の保護に尽力した。

理由詳細

1 特殊な勤務環境

- (1) 続発する余震、引き続き鳴り響く津波警報のなか、本部庁舎は敷地内への津波の浸入こそ免れたが、周辺道路は冠水、ライフライン（電気、ガス、水道、電話回線）は全て途絶し復旧の目処が全く立たない状況下、職員は家族の安否確認もままならないなか、僅かに非常用発電機の電力を頼りに、まだ雪が降る季節に暖房も無い執務室に連日泊まり込み業務を遂行した。また、庁舎に避難してきた避難民には職員用に備蓄していた非常用食糧・毛布等を提供した。そのため、本格的な支援が届くまでの間、食料は不足することとなり、さらに、飲料水は庁舎設置の貯水タンク分のみという状態であったことから、徹底した節水を行なわなければならなかった。そのため、特にお手洗いには大変な不便をきたした。
- (2) 管内太平洋側の各海上保安部署等は、そのほとんどが津波により浸水し、甚大な被害を被った。ライフラインは全て途絶し、本部以上に過酷な環境に置かれるなか、部署等職員は捜索救助、被災住民支援等の震災対応業務を遂行した。

2 功績

(1) 捜索救助

各被災地において、流出船舶・家屋内の生存者の確認及び入手した情報等に基づく捜索を行い、平成23年3月20日までの間に、座礁船舶や津波による孤立者等349名の人命を救助するとともに、行方不明者の多い地域の沿岸部の捜索を重点的かつ継続的に実施し、平成24年8月20日現在までに398体の遺体を収容、延べ1,132回の潜水捜索を実施している。（捜索は現在も継続実施中）

(2) 被災住民への対応等

津波警報が発令されると、管内各部署では、周辺住民・漁業関係者、港内在泊船舶等へ懸命な避難の呼びかけ・避難誘導を行う等し、対策本部では延べ1,075名の避難民の6日間に及ぶ対応を、各海上保安部署等でも計281名の避難民への対応を実施。また、被災住民のための緊急支援物資（米約1.3トン、清水約80トン、軽油約40キロリットル、ペットボトル飲料水約8.5トン、毛布、食料、日用品等）の輸送・供給を実施した。

(3) 海上輸送路の安全確保

- ① 緊急物資輸送船等を早期に入港させるため、津波により被災した航路標識の早期復旧及び利用できなくなった主要な11港の航路啓開作業を集中的に実施、平成23年3月26日までに各港とも一部供用開始、緊急輸送路を確保した。
- ② 津波により流出した多数の船舶のうち、今後の使用可能性等を考慮し、80隻を曳航救助し、その全てを所有者等へ引き渡した。
- ③ 民間契約船により、海上漂流物11,870^mの回収を実施した。
- ④ 東京電力福島第一原子力発電所周辺海域における24時間体制による監視警戒、情報提供業務を現在も継続して実施し、航行船舶の安全を確保している。